

介護老人保健施設 あおしまのいえ
入所サービス利用約款・重要事項説明書

第1条 (約款の目的)

介護老人保健施設「あおしまのいえ」（以下、「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対して、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設「入所」サービスを提供する。一方、利用者および利用者の身元引受人（以下、「身元引受人」という。）は、当施設に対して、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この「約款」の目的とします。

第2条 (適用期間)

この約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力をもちます。ただし、身元引受人に変更のあった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条 (身元引受人)

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいう。以下同じ。）であること

②弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額75万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。

②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めるできます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

第4条（利用者からの解除）

利用者は、当施設に対して退所の意思表示をすることにより、この「約款」にもとづく入所サービス利用を解除・終了することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

第5条（当施設からの解除および入院または入所による終了）

当施設は、利用者および身元引受人に対し、次に掲げる場合には、この「約款」にもとづく入所サービス利用を解除・終了（退所）することができます。

- ①利用者が要介護認定において、非該当もしくは自立または要支援と認定された場合
- ②当施設において入所者の状態に応じて実施される、入所継続検討会議において退所して居宅において生活ができると判断した場合
- ③利用者の心身の状態が介護老人保健施設でのサービスにそぐわない場合に当施設の入所継続判定会議もしくはサービス担当者会議において決定した場合
- ④利用者の病状、心身の状態が著しく悪化して、当施設での適切な介護保険サービスの提供を超えると判断された場合で他の医療機関、施設の入院となった時点で解除（退所）となります。なお、医療機関、施設への入院などによって退所された後に、再度、当施設のサービスをご希望の場合は、あらためてご相談下さい。
- ⑤利用者および身元引受人が、この契約に定める利用料を3ヶ月以上滞納して、その支払いを督促したにもかかわらず14日以内に支払わなかった場合
- ⑥利用者が、当施設、当施設職員または他の利用者に対して、窃盗、暴行、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑦第12条の施設対応に応じない場合
- ⑧第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てる求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑨天災・災害により施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができなくなった場合

第6条（利用料金）

利用者および身元引受人は、連帶して当施設に対して、この「約款」にもとづく介護保険サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計および利用者が個別に利用したサービスの提供にともなって必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、利用者の経済状態などに変動があった場合は上記の利用料金が変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者および身元引受人が指定する送付先に対して、前月の利用料金の合計金額の請求書および明細書を毎月10日に送付します。利用者および身元引受人は、連帶して当施設に対して当該合計金額をその月の月末までに支払うものとします。なお、お支払方法は当苑の窓口、あるいは銀行振込み、M-NET利用での各金融機関からの口座引き落としなどがあります。口座引き落としをご希望の方は、あらかじめお申し付けください。
- 3 当施設は、利用者および身元引受人から、本条の1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者および身元引受人が指定する送付先に対して領収書を送付します。

第7条（記録）

- 当施設は、利用者の介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成して、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

第8条（身体拘束）

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合は、施設管理者（施設長）が判断して、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の管理者が、その状態および時間、利用者に心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載するとともに、利用者および身元引受人に対して説明を行い同意を得た上で行うことになります。

2. また施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第9条（虐待の防止等）

当施設は、利用者の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④前③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第10条（秘密保持）

当施設と職員は、業務上知り得た利用者および身元引受人もしくはその家族などに関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供について、当施設は、利用者および身元引受人からあらかじめ同意を得た上で行うことにします。

- ①介護保険サービスの利用のために市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者などへの情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関などへの療養情報提供
 - ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会などでの事例研究発表など。この場合、利用者個人を特定できないように仮名などを使用することを厳守します。
- 2 本条の前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第11条（緊急時の対応）

当施設は、利用者に対して施設の医師の医学的判断により医療機関での診察が必要と認める場合、協力医療機関、協力歯科医療機関、又は他の専門的医療機関を紹介します。

- 2 本条前項のほか、入所利用中に利用者的心身の状態が急変した場合には、身元引受人に連絡するほか、受診の調整を行います。
- 3 当施設は、利用者が転倒事故等にあわれた場合は、身元引受人に連絡するほか、同意のもと病状により利用者および身元引受人が指定する病院への受診の調整を行います。また、詳細を利用者カルテと事故報告書へ記載します。
- 4 当施設は、自然災害、火災等の災害が発生した場合は、利用者の被害にかかわらず身元引受人などへ連絡を行います。また、施設の災害対策マニュアルに沿って必要な対策を講じるとともに地域（地区消防団、地区自治会、地区民生委員）への協力を得るよう対策を行います。

第12条（管理・運営上の必要な対応）

当施設は、介護老人保健施設の趣旨に則り管理・運営を行います。本契約者のみならず、他入所者的心身の状態、社会ニーズ（入所希望者）も含めて総合的な対応が必要不可欠であります。したがって、運営上必要な入所者の居室変更は施設指示のもと行うこととします。

第13条（要望または苦情などの申出）

利用者および身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望または苦情などについて、支援相談員または介護支援専門員に申し出ることができます。

当施設ご利用に際してのご相談ならびに苦情は、遠慮なくお申し出ください。また各階に「ご意見箱」を設置していますのでご活用ください。ご相談、苦情の窓口は、主として計画担当介護支援専門員が行い、苦情に対しての改善、対応を行います。

なお、当施設外の下記の機関においてもご相談、苦情をうけたまわることができます。

宮崎市介護保険課

0985-21-1777

宮崎県国民健康保険団体連合会

0985-35-5111

第14条（賠償責任）

介護老人保健施設サービスの提供にともなって、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合には、当施設は利用者に対してその損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合には利用者および身元引受人は連帶して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第15条（利用契約に定めない事項）

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他の諸法令の定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることにします。

介護老人保健施設 あおしまのいえのご案内

1. 施設の概要

施設の名称 介護老人保健施設 あおしまのいえ
住 所 〒889-2162 宮崎市青島4丁目6番3号
電話番号 0985-65-1122
FAX 0985-65-2110
開設年月日 平成30年12月16日
管理者 施設長（医師） 松八重 公至（令和6年6月末迄）
崎濱 正人（令和6年7月1日～）
介護保険指定番号 介護老人保健施設（4550180014）

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援する。また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のようないくつかの運営方針を定めております。

- ①施設は、常に利用者の人間としての尊厳を念頭において運営されるものとする。
- ②施設の地域に対する公共性と公益性ならびに施設の介護保険制度上の役割を認識し、家庭と医療機関との中間的処遇を基本とした介護を行う。
- ③施設は、常に医療と福祉の連携ならびにあかるく家庭的な雰囲気のなかでのサービス提供を心がけて運営されるものとする。
- ④施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑤施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

3. 施設の職員体制

施設の管理者・医師（施設長）	1名
看護職員	7名以上
介護職員	16名以上
理学療法士・作業療法士等	1名以上
介護支援専門員	1名
支援相談員	1名以上
管理栄養士	1名

2. 施設長は、前項に定める職員のほか業務上必要があると認めるときには施設の事情に応じた適当数の職員を配置することができる。

4. 定員等

入所 70名（短期入所、予防短期入所療養介護を含む）
・療養室：個室2室 2人部屋6室 4人部屋14室

5. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案
- ②食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は週に2回ご利用いただけます。ただし利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ④医学的管理ならびに看護による健康管理
- ⑤日常生活介護
- ⑥リハビリテーション
- ⑦相談援助サービス
- ⑧栄養管理、食事相談、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩理容・美容の提供
- ⑪行政手続き代行
- ⑫診療費用の支払代行
- ⑬所持品の管理（ただし現金はお預かりいたしません）
- ⑭その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. 協力医療機関等

（1）協力医療機関

◎迫田病院

宮崎市城ヶ崎3丁目2-1 電話番号 0985-51-3555

（2）協力歯科医療機関

◎ひまわりデンタル

宮崎市大字本郷南方2850-6 川越ビル1F 電話番号 0985-41-8003

7. 施設利用にあたっての留意事項

①面会時間 午前8:30～午後19:30

ご面会に際しましては、サービスステーションに申し出て、面会簿にご記入ください。

②連絡先変更の届け出

ご家族などの連絡先に変更がありましたら、すみやかにお届けください。

③外出・外泊の申し出

外出・外泊に際しては、当施設の許可を必要としますので、職員へお申し出ください。

④所持品の施設内持込

原則として、当施設ご利用に際しての最小限のものに限らせていただきますが、事情により対応させていただきますのでお申し出ください。なお、飲食物の持ち込みについてはご遠慮いただいております。

⑤当施設の設備・備品の利用

当施設の設備・備品のご利用については、事前に職員にお申し出ください。

⑥施設内での金銭・貴重品の取扱い

高額の金銭、貴重品などはお持ちにならないようにお願いいたします。これらの管理については当施設では責任を持ちかねます。

⑦他科受診

当施設外の受診について、当施設の医師が判断いたしますので、施設外受診を希望されるときは、かならず職員へお申し出ください。外出・外泊時も同様となります。

⑧喫煙

当施設内では原則として禁煙をお願いいたします。

8. 非常災害対策

①防災設備

消防スプリンクラー、消火器、非常用放送設備、自動火災報知器、排煙設備、非常時誘導標識などが設置されています。

②防災訓練

年間2回の避難誘導訓練、消火訓練、通報訓練ならびに夜間想定訓練と年1回の地震津波訓練などを行っています。

③防火管理者

当施設には法定の防火管理者が選任されています。

9. 感染症対策

当施設では、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

③施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

④「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の退所等に関する手順」に沿った対応を行う。

10. 禁止事項

①当施設では、多くの方に安心して入所生活及び短期入所療養生活を利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

②施設での利用者の携帯電話利用は他利用者へ迷惑になる恐れがありますので禁止とします。

利用料金について（1割負担の場合）

1. 利用料金（基本型）

①基本料金（1日当たりの自己負担金）

多床室利用の場合

◎ 要介護度 1	7 9 3 円
◎ 要介護度 2	8 4 3 円
◎ 要介護度 3	9 0 8 円
◎ 要介護度 4	9 6 1 円
◎ 要介護度 5	1 0 1 2 円

1. 利用料金（加算型）

①基本料金（1日当たりの自己負担金）

多床室利用の場合

◎ 要介護度 1	7 9 3 円
◎ 要介護度 2	8 4 3 円
◎ 要介護度 3	9 0 8 円
◎ 要介護度 4	9 6 1 円
◎ 要介護度 5	1 0 1 2 円

1. 利用料金（強化型）

①基本料金（1日当たりの自己負担金）

多床室利用の場合

◎ 要介護度 1	8 7 1 円
◎ 要介護度 2	9 4 7 円
◎ 要介護度 3	1 0 1 4 円
◎ 要介護度 4	1 0 7 2 円
◎ 要介護度 5	1 1 2 5 円

1. 利用料金（超強化型）

①基本料金（1日当たりの自己負担金）

多床室利用の場合

◎ 要介護度 1	8 7 1 円
◎ 要介護度 2	9 4 7 円
◎ 要介護度 3	1 0 1 4 円
◎ 要介護度 4	1 0 7 2 円
◎ 要介護度 5	1 1 2 5 円

②加算

- ・夜勤職員配置加算 1日あたり24円が加算されます。
- ・栄養マネジメント強化加算 管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入所者の栄養状態の改善、維持に努めた場合に1日あたり11円が加算されます。
- ・初期加算（I） 急性期医療を担う医療機関の一般病棟へ入院後30日以内に退院して入所した場合、入所後30日に限り、1日あたり60円が加算されます。
- ・初期加算（II） 入所後30日に限り、1日あたり30円が加算されます。
- ・短期集中リハビリテーション実施加算（I） 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又言語聴覚士が20分以上の個別リハを週3回以上行った場合であって、かつ定期的な評価を実施しその評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合、1回あたり258円が加算されます。
- ・短期集中リハビリテーション実施加算（II） 医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又言語聴覚士が20分以上の個別リハを週3回以上行った場合1回あたり200円が加算されます。
- ・入所前後訪問指導加算（I） 規定の期日内に、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に450円（1回）が加算されます。
- ・入所前後訪問指導加算（II） 上記計画の策定及び診療方針の決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を策定した場合480円（1回）が加算されます。
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I） 一定基準を充たした場合（加算型）、1日あたり51円加算されます。
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II） 一定基準を充たした場合（超強化型）、1日あたり51円加算されます。
- ・退所時情報提供加算（I） 退所後の主治医に文書をもって情報を提供した場合、500円（1回）が加算されます。
- ・退所時情報提供加算（II） 医療機関に入院する場合において医療機関に対して文書をもって情報を提供した場合、250円（1回）が加算されます。
- ・試行的退所時指導加算 利用者・ご家族に対し文書をもって退所後の療養指導を行った場合、400円（1回）が加算されます。

- ・入退所前連携加算（I）

入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、退所時に関係機関と協力して退所後のサービスの利用に関する調整を行った場合、600円（1回）が加算されます。

- ・入退所前連携加算（II）

関係機関と協力して退所後のサービスの利用に関する調整を行った場合400円（1回）が加算されます。

- ・訪問看護指示加算

施設の医師が訪問看護指示書を交付した場合に300円加算されます。

- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）イ

入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合に140円（1回）が加算されます。

- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）ロ

施設において薬剤を評価・調整した場合に70円（1回）が加算されます。

- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（II）

（I）イ又はロの要件を満たし、服薬情報等を厚生労働省に提出、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に240円（1回）が加算されます。

- ・かかりつけ医連携薬剤調整加算（III）

（II）の要件を満たし退所時に入所時と比べて内服薬が1種類以上減薬している場合に100円（1回）が加算されます。

- ・外泊時費用加算

居宅における外泊を認めた場合1日あたり362円が加算されます。（月6日限度）

- ・外泊時費用加算（在宅サービスを利用する場合）

居宅における外泊を認め、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用する場合1日あたり800円が加算されます。（月6日限度）

- ・ターミナルケア加算

医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人またはその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合に加算されます

ターミナルケア加算（当日前31～45日） 1日あたり 72円

ターミナルケア加算（当日前4～30日） 1日あたり 160円

ターミナルケア加算（当日前日及び前々日） 1日あたり 910円

ターミナルケア加算（当日） 1日あたり 1,900円

- ・再入所時栄養連携加算

厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする入所者に対して医療機関管理栄養士と連携して栄養管理に関する調整を行った場合に200円（1回限度）が加算されます。

- ・退所時栄養情報連携加算

管理栄養士が退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合に1月に1回を限度として70円加算されます。

- ・経口移行加算

経口移行計画を作成した場合1日あたり28円加算されます。

経口維持加算（I）

誤嚥が認められる入所者に対し、継続的な経口摂取を進めるための栄養管理を行った場合に1月に400円が加算されます。

経口維持加算（II）

栄養管理を検討する会議に、医師・歯科医師・歯科衛生士または言語聴覚士が参加した場合に1月に100円が加算されます。

- ・口腔衛生管理加算（I）

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔衛生の管理を行った場合に1月90円が加算されます。

- ・口腔衛生管理加算（II）

（I）の要件を満たし、口腔衛生等の計画の情報を厚生労働省に提出、口腔衛生等の管理の実施をした場合に1月110円が加算されます。

- ・療養食加算

医師の指示に基づき療養食を提供した場合に1食あたり6円が加算されます。

- ・所定疾患施設療養費（I）

肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対して投薬、検査、注射、処置等を行った場合に1日239円が加算されます。

（1月につき連続7日を限度）

- ・所定疾患施設療養費（II）

（I）の要件を満たし、施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している場合、

1日480円が加算されます（1月につき連続10日を限度）

- ・協力医療機関連携加算（I）※令和6年度迄

一定の基準を満たす協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に1月100円が加算されます。

- ・協力医療機関連携加算（I）※令和7年度から

上記と同要件。1月50円が加算されます。

- ・協力医療機関連携加算（II）

（I）の要件で協力医療機関が一定の基準を満たしていない場合、1月5円が加算されます。

- ・若年性認知症受入加算

若年性認知症の方に対して介護保険施設サービスを提供した場合に1日あたり120円が加算されます。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

（Ⅱ）の要件を満たし、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合に入所後3月以内で1週に3日を限度として1回あたり240円が加算されます。

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合に入所後3月以内で1週に3日を限度として1回あたり120円が加算されます。

・認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が認知症の行動・心理症状がある為、在宅での生活が困難と判断した方が入所された場合に入所日から7日を限度として1日あたり200円が加算されます。

・認知症チームケア推進加算（Ⅰ）

認知症ケアに関する専門的な研修等を修了した者を配置して個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施、定期的な評価、計画の見直し等を行っている場合に1月にあたり150円が加算されます。

・認知症チームケア推進加算（Ⅱ）

認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置して個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施、定期的な評価、計画の見直し等を行っている場合に1月にあたり120円が加算されます。

・認知症専門ケア加算（Ⅰ）

認知症介護指導者研修の修了者である専門の者が介護サービスを行った場合に1日あたり3円が加算されます。

・認知症専門ケア加算（Ⅱ）

（Ⅰ）の要件を満たし、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施した場合に1日あたり4円が加算されます。

・排泄支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

（Ⅰ）排泄障害等のため排泄に介護を要する入所者に対し多職種が協働して支援計画を作成支援した場合に1月につき10円が加算されます。

（Ⅱ）（Ⅰ）の要件を満たし適切な対応を行い施設入所時と比較して排泄状態の改善（一定の基準）があった場合に1月につき15円が加算されます。

（Ⅲ）（Ⅱ）と同様に排泄状態の改善（一定の基準）があった場合に1月につき20円が加算されます。

・新興感染症等施設療養費 240円/日

- ・褥瘡マネジメント加算（I）（II）

- (I) 褥瘡発生予防するために定期的な評価を実施しその結果に基づき計画的に管理、評価結果等を厚生労働省に提出した場合に1月に3円が加算されます。
- (II) (I) の要件を満たし施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がない場合に1月に13円が加算されます。

- ・サービス提供体制強化加算（I）（II）（III）

- (I) 介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を80%以上配置している、又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上配置している場合に1日22円が加算されます。
- (II) 介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を60%以上配置している場合に1日に18円が加算されます。
- (III) 介護職員の総数のうち介護福祉士所得者を50%以上配置している場合に1日に6円が加算されます。

- ・高齢者施設等感染対策向上加算（I）

下記①～③の要件を満たしている場合に1月に10円が加算されます。

- ① 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制の確保
- ② 協力医療機関との間で感染症（新興感染症を除く）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している
- ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が主催する感染症対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けている

- ・高齢者施設等感染対策向上加算（II）

感染対策にかかる一定の要件を満たす医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けている場合に1月に5円が加算されます。

- ・緊急時治療管理（1日につき518円）

入所者の病状が重篤となり、延命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定します。ただし、3日間を限度として1月に1回を限度として算定するものとする。

- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）の要件を満たし、口腔衛生管理加算（II）及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合に1月に53円が加算されます。

- ・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）

入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出して必要に応じてリハビリテーションの実施計画の内容を見直す等、リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に1月に33円が加算されます。

・自立支援推進加算

医師の医学的評価に基づく自立支援に係る支援計画を策定し支援計画に従ったケアを多職種が協働して実施した場合に月300円が加算されます。

・科学的介護推進体制加算（I）（II）

（I）入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出しサービスの提供にあたって必要な情報を活用した場合に月40円が加算されます。

（II）入所者ごとの心身、疾病の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出しサービスの提供にあたって必要な情報を活用した場合に月60円が加算されます。

・安全対策体制加算

研修を受けた担当者が配置され施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に20円が加算されます（入所時に1回）

・生産性向上推進体制加算（I）

下記の①～④の要件を満たす場合に1月に100円が加算されます。

①（II）の要件を満たし（II）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている。

②見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。

③職員間の適切な役割分担の取組等を行っている。

④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。

・生産性向上推進体制加算（II）

下記の①～③を要件を満たす場合に1月に10円が加算されます。

①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する為の委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。

②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している。

③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。

・介護職員待遇改善加算（I） 所定単位 × 39/1000

・介護職員等特定待遇改善加算（II） 所定単位 × 17/1000

・介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位 × 8/1000

※令和6年5月31日迄

・介護職員等待遇改善加算（I） 所定単位 × 75/1000

（II） 所定単位 × 71/1000

（III） 所定単位 × 54/1000

（IV） 所定単位 × 44/1000

※令和6年6月1日から

2. その他の料金

(1) 食事料金

1日あたり、1, 450円の自己負担となります。

※令和6年6月1日から1, 550円の自己負担となります。

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

(2) おやつ料金

1食 (日) 100円

(3) 室料

①多床室 (2人室、4人室) ご利用の場合には、1日あたり、377円。

※令和6年8月1日から1日あたり437円。

②個室ご利用の場合には、1日1, 668円。

※令和6年8月1日から1日あたり1, 728円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

(4) その他の料金

①選択食

1回あたり 200円

②日用品費

1日あたり 150円

*シャンプー・リンス、ボディーソープ、おしぶり、ペーパータオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉などの費用

③教養娯楽費

1日あたり 150円

折り紙、画用紙、クレヨン、書道用具、鉛筆、絵の具、ハサミ、など作業療法に係る用具・材料費。誕生会など諸行事のレクレーション材料費ならびに新聞・雑誌購読費

④理美容費

移動出張理容 (美容) 委託

⑤持込電気器具使用料金

機種による実費

⑥テレビ

持込み (電気代金1, 000／円)

⑦私物洗濯料金

業者委託

⑧行政手続き代行費

実費

⑨予防接種

実費

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 あおしまのいえでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〔施設広報での利用目的〕

- ・施設新聞に行事等の紹介で写真を掲載する場合があり、その写真の利用者の方が写っている場合がありますのであらかじめご了承ください。また、写真の利用を拒否される場合は事前に施設まで申し出て下さい。

介護老人保健施設 施設サービス利用同意書

介護老人保健施設あおしまのいえを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、
支援相談員 による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設 あおしまのいえ

施設長 崎濱 正人 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)	
・住 所		
・電話番号	自宅	携帯電話

【本約款第11条3項緊急時及び4項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)	
・住 所		
・電話番号	自宅	携帯電話

【その他の連絡先】

・氏 名	(続柄)	
・住 所		
・電話番号	自宅	携帯電話